

コンベンション開催準備資金貸借契約書

公益財団法人新潟観光コンベンション協会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、乙が新潟市で開催する の開催準備資
金（以下「開催準備資金」という。）の貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸付額等）

第1条 甲は、乙に対し開催準備資金として金 円を貸付けるものとする。

2 乙は、コンベンションの目的を達成するため、この契約に定める事項を遵守し、貸付けを受けた開催準備資金を有効に利用するものとする。

（利息）

第2条 甲は、貸付けた開催準備資金に利息を付けないものとする。

（返済日）

第3条 乙は、甲に対しこの契約により貸付けられた開催準備資金を 年 月 日までに返済するものとする。

（返済方法）

第4条 乙は、貸付けを受けた開催準備資金の返済は、甲が指定する金融機関の口座に前条に定める期日までに一括払い込むものとする。

（延滞金）

第5条 乙は、第3条に定める期日までに貸付金の全部又は一部を返済せず、又は第7条の定めにより返済を求められた金額を返済しなかったときは、返済すべき日の翌日から起算し、返済した日までの日数に応じ、その延滞した金額につき年2.7%の遅延利息を甲に支払うものとする。

（報告等）

第6条 乙は、開催準備資金借入申込書の記載事項（返済日を除く。）又はその他重要な事項に変更があった場合には、書面をもって直ちに甲に報告するものとし、また開催終了後は速やかに、事業及び決算報告を、書面をもって甲に報告するものとする。

2 甲は必要と認めるときは、乙に対し、貸付けた開催準備資金の使用状況等について調査等を行うことができるものとする。

（貸付けの取り消し）

第7条 甲は、第3条の規定に関わらず、乙が次の各号の一に該当する場合には、返済日前であっても、開催準備資金の全部又は一部の返還を求めることができるものとする。

（1） 申込事項、その他に虚偽があったとき。

- (2) 開催準備資金を貸付けの目的以外に使用したとき。
- (3) 申込事項その他に変更が生じ、貸付け金額が適当でないと認めたとき。
- (4) 甲が不適當な理由があると認めたとき。

(その他)

第8条 甲及び乙は、信義を守り、誠実にこの契約を履行し、この契約に定めのない事項については、関係法令の定めるところに従うものとする。

2 この契約について疑義が生じた場合には、甲・乙協議のうえ解決するものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 新潟市中央区西堀前通6番町894-1 西堀6番館ビル4F
公益財団法人 新潟観光コンベンション協会

理 事 長

印

乙

印

連帯保証人

印

連帯保証人

印